

登録に向け努力継続

世界遺産委員会の審議と今後の取り組み

政府代表部の近藤誠一特命全権大使に発言が求められる場面もありました。

委員国の発言内容

発言した各国の「平泉」についての意見は、さまざまな要素が絡み合った興味深い資産である「文化的景観の要素を有している」「精神的な価値を持つ資産である」「仏教の発展を理解する上で重要な資産である」「世界遺産に登録するだけの価値がある」「平泉の価値は疑いない」など資産を高く評価するものも多く見られましたが、その一方で「推薦書が資産価値の証明をうまくできていない」「日本とイコモスの間に文化的景観などについて意見の相違がみられる」など推薦書の内容やイコモス側の意見の食い違いを問題とする発言もありました。イコモスは、「登録における作業指針」を尊重しながら「文化的景観」の概念を説明した後、推薦書の内容がイコモス側の認識と相違がある点を指摘しました。

これらの意見を踏まえて、推薦書の重要な部分の修正が必要であり、比較研究等における協力体制などを盛り込みながら決議文を修正する方向で、議論が



登録延期の審議結果を受け、役場で記者会見を行う高橋町長(右)

教育長ほか2人参加

7月2-10日にカナダで開かれた第32回ユネスコ世界遺産委員会に町からは、佐藤教育長ほか2人の職員が出席しました。

世界遺産リストの新規登録物件にかかわる審議は、6-8日の3日間にわたっての修正と最終確認が行われました。最終的に19件の文化遺産、8件の自然遺産が新規に登録され、世界遺産の数は878件となりました。

審議の内容

「平泉 浄土思想を基調とする文化的景観」についての審議は、現地時間で7日の19時57分から始まり、20時36分に「登録



平泉の文化遺産の登録の可否が審議された第32回ユネスコ世界遺産委員会

7月2-10日にカナダのケベックシティで開かれた第32回ユネスコ世界遺産委員会で、「平泉の文化遺産」の審議が6日に行われ、登録を見送ってやり直す「登録延期」が決議されました。町では3年後の登録実現を目指し、国や県、関係市とともに取り組みを再始動しています。今月号では、世界遺産委員会の審議の経過と内容を報告し、今後の取り組み予定をお知らせします。世界遺産委員会の「平泉」に対する決議文は、ユネスコ本部による公式発表後、広報に掲載します。

今後の作業の進め方

■推薦書の改定と再提出に向けて、次のような取り組みが行われます。

- 世界遺産委員会における決議に関する検証：イコモスの勧告内容や世界遺産委員会での決議文の内容を整理検証して、再提出される推薦書に反映していきます。
- 推薦書作成委員会の設置：推薦書の改訂作業を進めるために、専門家から助言や指導を頂きます。
- 国際専門家会議等の開催：海外の専門家を招き、平泉の資産構成や推薦書のコンセプトについてアドバイスを行います。
- 推薦書の提出

■できる限り早期に、確実に、世界遺産登録を目指す観点から、推薦書の内容には万全を期すことが必要となります。

■現在のところ、平成21年9月に推薦書の暫定版を提出し、22年2月までに推薦書を正式提出する予定です。

■その場合、世界遺産登録の可否については、平成23年の世界遺産委員会で決定されることとなります。

世界遺産登録に向けた作業の想定されるスケジュール	
◎平成20年	7月 ▷国・県・市町による協議
	9-10月 ▷推薦書作成委員会の設置
	▷国際専門家会議の開催
◎平成21年	9月 ▷推薦書(暫定版)の提出
◎平成22年	2月 ▷推薦書を正式に提出
	▷イコモスによる現地調査(必要に応じて委員国に対する情報提供)
◎平成23年	7月ごろ ▷第35回世界遺産委員会による審査

◎遠増拓也知事の話

カナダで開かれていたユネスコ世界遺産委員会において、平泉の文化遺産の世界遺産登録は、今回、実現しませんでした。これまで、応援いただいた県民の皆さまに、登録決定の報告ができなかったことは誠に残念です。また、これまで登録に向けてさまざまな場面で労力を惜しまず取り組んでいただいた関係者の皆さまには心から感謝申し上げますとともに、今後の登録に向けてさらなるご支援をお願いしたいと思います。

平泉は、人と人、人と自然が一体となって、あらゆる生命を尊び、共に生きる「平和と環境」の理念の下に、京都中心の中央集権の時代にありながら、独自の「自立と共生」の国づくりを進めていきました。こうした平泉

の理念は、時代を超えて地方自治のあるべき姿を示したものであり、今に生きる私たちが、平泉の文化遺産とともに、「黄金の心」として継承し、守り続けていかなければならない大切な遺産であると考えています。

私は、今回、登録されなかったことにより平泉の価値が否定されたのではなく、この「黄金の心」をこれまで以上に世界に発信すべきとの示唆を頂いたものと受け止めています。このため、先人がはぐくんできた「心」を県民の皆さまと共有し守り伝えながら、ユネスコ憲章にも通じる「平和を願う自然と調和する平泉の理念」をさまざまな形で広く世界に発信し、来るべき世界遺産への登録を目指し、県民一丸となって取り組んでいきたいと思えます。

重ねられました。委員国の発言は、おおむね平泉の資産を評価する内容で、価値そのものを否定する発言は見られなかったものの、最終的には推薦書の修正再提出(登録延期)を求める方向で各国の同意が諮られました。7月10日には、決議文の最終確認が行われ「平泉」については同日18時過ぎ、原案に若干の修正があり「推薦に係る審査を延期する」ことで決定しました。



イコモスの現地調査に向けた平泉小児童による毛越寺線歩道のごみ拾い=昨年8月

審議結果を受けて

今回の委員会で、「登録延期」が決定したことは、大変残念なことですが、審議の中でも価値を認める積極的な発言が複数の委員国からあるなど、「平泉」が高い価値を有すること自体は、委員国も認めることでした。しかしながら、世界遺産の登録基準に照らした「顕著な普遍的価値」の証明については、イコモスの見解と異なることもあり、委員会全体の合意を得るま

では至りませんでした。「登録延期」の決議は、今後、推薦書の内容や資産範囲の改訂について改めて整理検討を行った上で、審査されるように配慮されたものです。

町では、引き続き世界遺産登録を目指して、関係機関団体と協議を開始し、また必要とされる作業を進めるなど努力していきます。

町民の皆さまには、引き続き世界遺産登録に向けた環境整備やまちづくりにご協力をいただきますようお願い申し上げます。